

レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起 (個人情報取扱事業者向け)

令和6年12月25日

個人情報保護委員会は、レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起（個人情報取扱事業者向け）を行うこととしましたので、お知らせいたします。

【連絡先】
個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680（代）

レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起 (個人情報取扱事業者向け)

令和6年12月25日
個人情報保護委員会

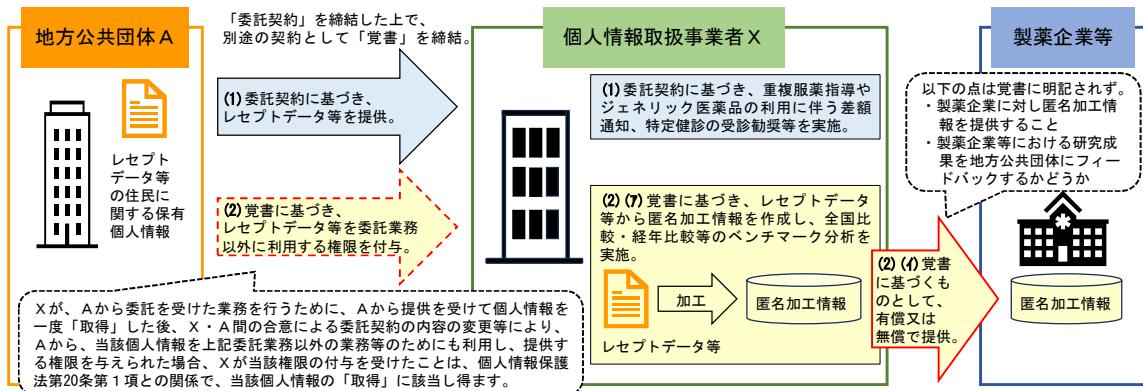
1 概要

今般、個人情報保護委員会の調査により、個人情報取扱事業者が、地方公共団体の保有個人情報であるレセプトデータ等の利活用に関与する場合に関し、次のような事案があることが判明しました。これについて、調査・検討の結果、いくつかの個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）上の問題となり得る点がありましたので、周知いたします。

個人情報取扱事業者が、地方公共団体の保有個人情報であるレセプトデータ等を活用したデータヘルス計画の策定等に関与すること自体を否定するものではありません（後記3参照）が、個人情報保護法の規定及び本注意喚起に十分御留意いただき、適切に事務や事業を実施していただきますようお願ひいたします。

（事案の概要）

- (1) 地方公共団体Aは、個人情報取扱事業者Xとの間で、例えば、重複服薬指導等の業務を委託する契約を締結し、当該委託契約に基づき、個人情報取扱事業者Xに対し、保有個人情報である住民のレセプトデータ等を提供した。
 - (2) その後、地方公共団体Aは、個人情報取扱事業者Xとの間で、当該委託契約とは別に「覚書」を締結した。個人情報取扱事業者Xは、当該覚書に基づき当該レセプトデータ等を委託業務以外の業務等のためにも利用し、又は提供する権限の付与を受け、実際には次のことを行った。
 - (ア) 地方公共団体における保健事業やデータヘルス計画の取組として、レセプトデータ等から匿名加工情報を作成し、全国比較・経年比較等のベンチマーク分析を行うこと
 - (イ) 当該匿名加工情報を製薬企業及び学術研究機関等（以下「製薬企業等」といいます。）に有償又は無償で提供すること
- (3) 上記(2)(イ)に関し、個人情報取扱事業者Xが製薬企業に対し匿名加工情報を提供すること、また、提供先の製薬企業等における研究成果を地方公共団体Aにフィードバックするかどうかについては、当該覚書に明記されておらず、地方公共団体Aが個人情報取扱事業者Xからこれらの点について十分な説明を受けた証跡等は発見されなかった。



2 個人情報取扱事業者における留意点

(1) 地方公共団体が特定した利用目的のための利用・提供かどうかの検討

地方公共団体における保有個人情報の利用については、①保有個人情報の利用目的の特定（個人情報保護法第61条第1項）、②保有個人情報の利用及び提供の制限（個人情報保護法第69条第1項）等の規定があります。

したがって、個人情報取扱事業者が、地方公共団体から、保有個人情報の取扱いを委託される等して、当該保有個人情報を取得する場合には、当該地方公共団体において、当該個人情報取扱事業者による当該保有個人情報の利用が当該地方公共団体の特定した利用目的のためのものか否か等の点を適切に検討することができるよう、当該個人情報取扱事業者においても、当該地方公共団体に対し、自らが予定している利用の内容に関する情報等を適切に提供することが重要です。

なお、レセプトデータ等の利用目的としては、「保健事業のため」、「国民健康保険事業運営のため」等と特定している例が多く見受けられます。

地方公共団体は、保健事業やデータヘルス計画への取組の実施に当たり、個人情報取扱事業者を活用し、例えば、委託事業や共同事業の成果物を地方公共団体の保健事業の計画立案、データヘルス計画の策定等に活用しています。なお、効果的かつ効率的な保健事業のためには、PDCAサイクルに沿った事業運営が重要です。当該個人情報取扱事業者における課題分析だけにとどまらず、分析結果が各保険者（地方公共団体等）に還元され、保健事業の着実な実施や健康課題の解決につなげられるように御留意ください。実際には、地方公共団体は、レセプト情報等の分析結果に基づき、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組むべき健康課題等を明確にして、目標値の設定を含めた事業内容の企画・実施・評価を行っています（令和6年12月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡参照）。

上記を踏まえると、地方公共団体が第三者にレセプトデータ等を提供するだけ、

又は、当該第三者において分析するだけで結果を還元しないといった行為は、地方公共団体における保健事業やデータヘルス計画の取組とは必ずしもいえないと考えられます。

したがって、個人情報取扱事業者が、地方公共団体の保有個人情報であるレセプトデータ等の取扱いの委託を受け、その後、別途覚書締結により、当該個人情報取扱事業者において、当該レセプトデータ等を元に匿名加工情報を作成した上で保持・管理し、製薬企業等の第三者に提供するといったケースでは、上記一連の個人情報、匿名加工情報及び覚書に基づく研究成果等の成果物の取扱いが、当初特定した当該レセプトデータ等の利用目的以外の利用又は提供にならないかについて地方公共団体が適切に検討することができるよう、上記事務連絡も踏まえて、個人情報取扱事業者においても情報提供等の十分な協力を行ってください。

(2) 地方公共団体との契約内容の十分な協議等

個人情報取扱事業者が、地方公共団体との間において、保有個人情報の取扱いについて契約を締結する場合、契約の当事者として、契約前に十分な説明及び協議を行い、共通の認識を得た上で、契約を締結することが重要です。

本事案においては、匿名加工情報を製薬企業へ提供することや製薬企業等での研究成果等の成果物のフィードバック（還元方法）の在り方について覚書に明記されておらず、地方公共団体と個人情報取扱事業者の認識に齟齬があり、上記(1)との整合性についても十分意識的に確認されていない例が多く見受けられました。

保有個人情報の「本人」である住民の権利利益に関わるような、契約の前提となる重要な事項については、個人情報取扱事業者から地方公共団体に対し、できるだけ書面による明確な説明を行うこと、さらに、協議内容を書面に取りまとめ双方が確認することが望ましいと考えます。

また、契約書の内容についても曖昧なものではなく、個人情報保護法に則った適切な内容としてください。

(3) 契約内容の適法性(特に個人情報の適正な取得)の確認

個人情報取扱事業者が、地方公共団体から委託を受けた業務を行うために、当該地方公共団体から提供を受けて個人情報を一度「取得」した後、当該個人情報取扱事業者・当該地方公共団体間の合意による委託契約の内容の変更等により、当該地方公共団体から、当該個人情報を上記委託業務以外の業務等のためにも利用し、提供する権限を与えられた場合、当該個人情報取扱事業者が当該権限の付与を受けたことは、個人情報保護法第20条第1項との関係で、当該個人情報の「取得」に該当し得ます。

そして、上記合意に際して、当該個人情報取扱事業者が、上記権限の付与を受けた後に行おうとしている業務等の内容等について適切に説明すべきであったにもかかわらず、これについて誤信をさせ得る説明をして、当該地方公共団体から上記権限の付与を受けた場合、上記「取得」は、個人情報保護法第20条第1項

にいう「偽りその他不正の手段」による取得に該当し得ますので、御留意ください。

(4) 地方公共団体に対する成果物のフィードバックの必要性

前記(1)のとおり、地方公共団体から第三者にレセプトデータ等を提供するだけ、又は、当該第三者において分析するだけで結果を還元しないといった行為は、地方公共団体における保健事業やデータヘルス計画の取組とは必ずしもいえないと考えられます。レセプトデータ等の分析結果や研究成果は、地方公共団体に全て還元された上で保健事業やデータヘルス計画の策定等に活用され、住民の健康づくりや疾病予防の取組につなげられるよう、地方公共団体に対し、分析結果や研究成果に関する成果物のフィードバックを行うようにしてください。

3 (補足) レセプトデータ等の保有個人情報の活用

(1) 保健事業の実施におけるレセプトデータ等の活用

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）において、地方公共団体は、保健事業の運営に当たり

- ・ よりきめ細やかな保健事業を行うために委託事業者を活用することも可能であること
- ・ 委託を行う際には、効果的な事業が行われるよう、委託事業者との間で、保健事業の趣旨や被保険者への対応について、事前に十分に協議を行い、共通の認識を得ておくこと

等に留意することが規定されています。

(2) レセプトデータ等の活用と個人情報保護法との関係（個人情報の有用性と個人の権利利益の保護のバランス）

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています（個人情報保護法第 1 条）。

データヘルス計画については、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）においても第 3 期データヘルス計画を見据え、エビデンスに基づく保健事業を推進するとされているなど、その推進は政府の重要な取組であるとともに、地方公共団体による保健事業の実施等に基づくレセプトデータ等の利用及び提供は、住民の健康増進や疾病予防に役立つものであり、利用方法や態様によっては、公益に資することが想定されます。

したがって、個人情報保護委員会としても、地方公共団体が委託等によりレセプトデータ等を分析・研究し、その結果をデータヘルス計画の策定等に反映させるといった保有個人情報の活用自体を否定することは意図していません。

(3) 個人情報保護法以外の関係法令の確認や関係省庁への確認

個人情報取扱事業者が、地方公共団体の保有個人情報であるレセプトデータ等を活用したデータヘルス計画の策定等に関与する場合、個人情報保護法以外の法令や制度との関係については、必要に応じ、当該法令や事務に関する所管省庁等

とも相談の上、整理を行っていただくようお願いします。

(4) おわりに

本件に限らず、各個人情報取扱事業者におかれでは、改めて、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の規定に留意し、適正な取得など、必要な措置を確実に講ずるようお願いします。

以上

(参考)

1 地方公共団体における保有個人情報の利用に関する個人情報保護法上の規定

(1) 個人情報保護法第 61 条第 1 項（利用目的の特定）

個人情報保護法第 61 条第 1 項において、行政機関等（地方公共団体を含む。以下同じ。）は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができるとされ、かつ、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないとされています。

(2) 利用目的の特定の意味

個人情報保護法が、利用目的をできる限り特定することを重要とする趣旨は、個人情報の取扱いの透明性を確保することにあります。

そのため、地方公共団体は、当該保有個人情報の「本人」である住民が、その利用目的を知った際に、自己の個人情報がどのように利用されるかを合理的に予測・想定できるか否かという点を基準に、どのような特定の程度・方法が適切かをよく検討する必要があります。また、地方公共団体が、一連の個人情報の取扱いの中で、「本人」である住民が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定しなければなりません。

(3) 個人情報保護法第 69 条第 1 項（利用及び提供の制限）

個人情報保護法第 69 条第 1 項において、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされています。

2 個人情報取扱事業者における適正な取得に関する個人情報保護法上の規定

個人情報保護法第 20 条第 1 項（適正な取得）

個人情報保護法第 20 条第 1 項において、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとされています。

以 上